

令和2年10月定例教育委員会
議案説明資料

報告 2件

議案 2件

計 4件

番号	報告第19号	担当	学校教育部教職員課
議案名	松原市小中学校通学区域審議会委員の委嘱及び任命の専決処分の承認を求めることについて		
説明	<p>松原市内の住宅開発の状況や市立小中学校に在籍する児童生徒数の推移等を踏まえて、松原市立小中学校の通学区域について審議する委員について、令和2年9月24日で任期満了となることに伴い、松原市小中学校通学区域審議会規則第3条第2項に基づき、新たに委員の委嘱及び任命を行うものです。</p> <p>(内容) 市議会の議員 7名、学識経験のある者 10名 学校の長 2名、市の職員 2名の計21名</p> <p>(任期) 令和2年9月25日から令和4年9月24日まで</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置条例(昭和40年条例第20号)第2条の規定に基づき、松原市立小中学校通学区域審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、市立小中学校の通学区域について調査、審議をし、意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学校の長
- (3) 市の職員
- (4) 学識経験のある者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条各号(第4号を除く。)に掲げる者のうちから委嘱された委員が当該各号に掲げる職を失った場合は、委員の職を失う。

3 教育委員会は、前各項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められた場合は、任期途中において、委員を解嘱することができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会の会議において必要と認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め意見を聞くことができる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行なう。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会で定める。

番号	報告第20号	担当	市民協働部いきがい学習課
議案名	松原市立公民館運営審議会委員の委嘱及び任命の専決処分の承認を求めることについて		
説明	<p>松原市立公民館運営審議会条例第2条第2項の規定に基づき、松原市立公民館運営審議会委員について、任期満了に伴い、新たに委嘱及び任命を行うものです。</p> <p>なお、任期は令和2年10月1日から令和4年9月30日までの2年間となります。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

改正

平成14年 3月29日 条例第15号

松原市立公民館運営審議会条例

松原市立公民館運営審議会委員の定数、任用、費用弁償に関する条例（昭和30年条例第38号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市に社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条に規定する松原市立公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（審議会の委員）

第2条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- （1） 学校教育関係者
- （2） 社会教育関係者
- （3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4） 学識経験者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

（委員長及び副委員長）

第4条 審議会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 審議会は、委員長が招集し、自ら議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、同一事件につき再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（施行の細目）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際、現に委嘱又は任命されている委員は、第2条第2項の規定により委嘱又は任命された委員とみなす。

附 則（平成14年条例第15号）
この条例は、公布の日から施行する。

番号	議案第34号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	令和2年度松原市教育委員会表彰被表彰者の選定について		
説明	<p>令和2年11月3日に開催予定の松原市表彰式並びに松原市教育委員会表彰式において、松原市教育委員会が松原市の教育の振興に関し、功績顕著なもの及び児童、生徒として表彰するに値する者として推薦を受けた被表彰候補者について、被表彰者として決定を行うものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

松原市教育委員会表彰実施要領

松原市教育委員会

第1 趣 旨

松原市の教育の振興に関し、功績顕著な者及び児童・生徒、園児として表彰に値する者に対する表彰（表彰状及び感謝状の贈呈）について必要な事項を定めるものとする。

第2 表彰の種類

表彰の種類は次のとおりとする。

1. 教育功労者表彰
2. 顕著な教育実績を挙げた者に対する表彰（教職員）
3. 優秀な調査研究に対する表彰（教職員）
4. 児童・生徒、園児個人及び団体表彰
5. その他の表彰

第3 表彰の対象及び基準

1. 教育功労者表彰は、次に掲げる者のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1) 松原市立学校園に勤務する府費負担教職員及び松原市教育委員会が任命権を有する職員を除く個人
 - ア 学校教育関係
学校教育の振興に関し、著しい功績を挙げた者で当該関係歴が5年以上の者
 - イ 社会教育関係
社会教育及び社会体育関係団体等の育成振興、社会教育施設の運営、文化財の保護、その他社会教育の普及振興に努め著しい功績を挙げた者で当該関係歴が5年以上又は松原市PTA協議会役員歴が通算3年以上である者
 - ウ 学校保健関係
学校保健の普及振興又は指導に尽力し、著しい功績を挙げた者で当該関係歴が5年以上である者
 - (2) 団体
 - ア 学校教育関係
学校教育関係団体で学校教育の普及振興に尽力し、著しい功績を挙げた者で当該関係歴が5年以上である者
 - イ 社会教育関係
社会教育、社会体育又は文化財保護の関係団体等でその企画運営又は活動の状況等が特に優秀であり、社会教育の普及振興に著しい功績を挙げた者で当該関係歴が5年以上である者
2. 顕著な教育実践を挙げた者に対する表彰は、松原市立学校園に勤務する教職員で平素における職務上の実績を総合的に評価して、その功績が抜群であり、かつ技能、人物素行等がすぐれ、10月31日現在において少なくとも10年以上職務に精励した教職員に対して行う。

ただし、

 - (1) 本表彰（従来の優良教員表彰を合む）受彰後満10年を経過した者は新たに表彰の対象としてもよい。

- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者を除く。
- ア 過去5年間に停職処分を受けた者
 - イ 過去3年間に減給処分を受けた者
 - ウ 過去2年間に戒告処分を受けた者
 - エ 過去1年間に訓告処分を受けた者
 - オ 休職中の者
3. 優秀な調査研究に対する表彰は、松原市立学校園に勤務する教職員個人又は教職員2名以上で構成される研究会等で累年にわたる調査及び研究の内容が極めて優秀でかつ有益な者に対して行う。
4. 児童・生徒、園児個人及び団体表彰については次に掲げる者について行う。
- (1) 特に表彰に値する社会的善行のあった者
 - (2) 学校園におけるクラブ活動等において顕著な実績を挙げた者
 - (3) 大阪府下の競技会等において優秀な成績を収めた者(3位以上)
- (注 近畿大会6位、全国大会10位以上の者については市表彰)
5. その他の表彰については、教育委員会が特に認めるもの、及び校園長が特に必要と認め内申を受けた者について行う。

第4 表彰対象の基準日

1. 表彰の対象となる功績や関係歴の通算年数の基準日は10月31日とする。
2. 表彰の対象となる功績について同年度に市表彰と教育委員会表彰が重なる場合、市表彰を優先し、次年度に教育委員会表彰を行う。
3. 以前に教育委員会表彰を受けた者は、3年経過後表彰する。

第5 推薦機関

表彰の種類	表彰対象者	推薦機関
教育功労者	1. 個人 (1) 学校教育関係 (2) 社会教育関係 (3) 学校保健関係 2. 団体 (1) 学校教育関係 (2) 社会教育関係	部長
教職員 教育実践顕著 調査研究優秀(個人、団体)	市立校園教職員	校園長
児童・生徒、園児(個人、団体) 社会的善行 クラブ活動優秀 競技会成績優秀	市立小・中学校、幼稚園 の児童・生徒、園児	校園長

第6 表彰の手続き

1. 各部長及び各校園長は、第2に定める表彰を行うべき個人又は団体があると認めるときは、第7の提出書類を教育長に提出するものとする。
2. 教育長は被推薦者がこの実施要領の基準等を満たすことを確認した上で、推薦者名簿を作成し、教育委員会へ提案する。
3. 教育委員会は、提案された推薦者名簿について、審議し、被表彰者を決定する。

第7 被表彰者死亡の場合の措置

1. 被表彰者と決定された者が表彰を受ける前に死亡したときは、その遺族に対して表彰状を贈るものとする。

第8 提出書類

1. 教育功労者表彰
 - (1) 個人
 - ア 推薦書(様式1)一覧表
 - イ 推薦理由書(様式2)個表
 - (2) 団体
 - ア 推薦書(様式3)一覧表
 - イ 推薦理由書(様式4)個表
2. 教育実践顕著なるものに対する表彰
 - ア 内申書(様式5)
 - イ 功績調書(様式6)
 - ウ 参考資料(必要ある場合)
3. 優秀調査研究に対する表彰(個人、団体)
 - ア 内申書(様式7又は様式8)
 - イ 調査研究物
4. 児童・生徒、園児表彰(個人、団体)
 - ア 推薦書(様式9又は様式10)
5. その他の表彰
その都度定める。

附 則

この要領は、平成9年6月20日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年9月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年5月29日から実施する。

番号	議案第35号	担当	教育総務部文化財課
議案名	松原市文化財保護審議会委員の委嘱及び任命について		
説明	<p>松原市文化財保護条例第48条第3項の規定に基づき、松原市文化財保護審議会委員について、任期満了に伴い、新たに松原市文化財保護審議会委員を委嘱及び任命するものです。</p> <p>なお、任期は令和2年11月1日から令和4年10月31日までの2年間となります。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

○松原市文化財保護条例（抜粋）

平成18年3月31日条例第9号

第7章 松原市文化財保護審議会
（設置）

第47条 法第190条第1項の規定により市の区域内に存する文化財の保護及び活用に関して、委員会の諮問に応じ、意見を述べるため、松原市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第48条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。
- 3 委員及び特別委員は、文化財に関する識見及び経験を有する者のうちから委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前項の規定にかかわらず、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときに退任するものとする。

○文化財保護法（抜粋）

発令 : 昭和25年5月30日法律第214号

最終改正 : 令和2年6月10日号外法律第41号

改正内容 : 令和2年6月10日号外法律第41号[令和2年6月10日]

（地方文化財保護審議会）

第190条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。